

開催日：平成 15 年 7 月 4 日

会議名：平成 15 年（2003 年）第 282 回定例会（第 4 号 7 月 4 日）

一般質問

- 1 東予広域都市計画区域の線引き廃止後の農地の利活用について
- 2 森林そ生への取組みについて
- 3 雇用対策について
- 4 新規産業の創出・育成について
- 5 骨材対策と川砂利等の有効活用について
- 6 廃止された市町村のごみ焼却施設の解体促進について
- 7 治安対策について

○（中畑保一議長）

○（明比昭治議員）（拍手）自由民主党の明比昭治です。

おかげさまで再選をさせていただき、本会議で 5 回目の質問をさせていただくことになりました。

21 世紀の初頭から、経済環境を初め大変厳しい経済環境の中で地方の自立が求められていますが、愛媛県政にその一員として再び参画させていただけたことに、改めて責任の重さを自覚して頑張りたいと思っております。同僚の議員の皆様方初め理事者の皆さんにもよろしく願いを申し上げます。

「ふるさとの山に向かひて言うこと無し ふるさとの山はありがたきかな」7 月 1 日からは、郷土の象徴石鎚山のお山が開かれています。石鎚山は、大難を小難に、小難を無難にと霊気を送り郷土を見守ってくれております。願わくは、新しい地方のあり方が問われ、みんなで力を合わせて誇りの持てるふるさと愛媛づくりに取り組む、今私たちにさらに一条の明かりと御加護を全国から来る登山者の無事故を祈るものであります。

内外ともに予断が許されない情勢の中で、加戸県政は、「共に創ろう誇れる愛媛」を長期ビジョンのテーマに、おくれた現状打破のために主要課題をプロジェクトとして具体的に取り組む、第 2 期では元気創造を付加して取り組まれていることは力強い限りです。私たちは一丸となって、それは前例のないことと課題を回避せず、トンボの目のように複眼志向で、どうしたらできるのかに考えを求め、効果的発想をもって問題解決に取り組む、愛媛らしい方式を見出していく必要があるかと思えます。縦糸と横糸を一層連携して組み合わせ、水も漏らさぬ効果的行政の執行を期待するものです。

以下の質問は、その意味で、各部が所管を超えて取り組んでいただくことを念頭に置いてお尋ねをいたします。

最初に、**地元問題として、西条の港新地地区の農林水産省において干拓され管理されていた海岸防波堤が、長年の風波にさらされ危険な状態になっています。これは改修に取り組もうにも、新産都指定後は都市計画では工業専用用地に指定され、工場立**

地が進み農地としての用途を失い、農林水産省としては管理に力が入らず今日に至っていたため、このたび県や各方面の格別の御努力をいただき、海岸保全・高潮対策事業として、国土交通省に管理管轄を移管していただき改修に着手していただけることになりましたが、部局を超えて連携した取り組みに心から敬意を表し、災害を招かぬよう早期の完工を強く要望するものでございます。

また先般、東予広域都市計画区域のいわゆる線引きが廃止される方向で、都市計画区域マスタープラン策定専門部会の決定がなされました。昨年の質問で都市計画法における線引きについて、今後は、適正なすみ分けによるコンパクトで個性的な住環境の形成など、地方の特色があってよいのではないかと考え、地域の実態を踏まえた見直しを行ってほしいと提言をした者として、この決定に敬意を表しますとともに、県におかれましても、秩序あるまちづくりの方策について各市町村を適切に御指導いただきたいと思う次第であります。

さて、線引きが廃止されました後は、農地も含め、従来在市街化調整区域に対する開発意欲が高まると考えられます。このことは、土地取引が活発化し、経済活力の増大や農村集落機能の活性化が図られ、今後大いに期待されるところであります。田園地帯の維持や緑の保全の観点から見ると、農用地区域を定める農業振興地域の整備に関する法律の役割は重要であると考えていますが、既存集落の発展や活性化を考えると、地域の実態を反映した土地利用計画であってほしいと願うものであります。

そこで、線引き廃止後における農地の利活用について、特に既存集落の中にいわゆる青地が点在し、コンパクトな集落形成に弊害を生むおそれのある農地の見直しがなされるべきと思うのですが、どのようにして考えられておられるのかお伺いをいたします。

次に、森林蘇生への取り組みについて伺います。

県では、第1期加戸県政時に愛媛の森林蘇生を提唱され、水源の森林づくり推進モデル事業を創設するなど、森林が本来有する諸機能の回復を目指した多様な森づくりに積極的に取り組んでこられました。

その姿勢は、愛媛の元気創造を目指した第2期加戸県政においても、環境先進県の実現を図る「えひめの「森と水」再生プロジェクト」として位置づけられているところで、まことに心強く感じている次第であります。

そこでお伺いいたします。

現在、肱川・重信川流域で実施されている水源の森林づくり推進モデル事業の実施状況と今回新たに拡充する蒼社川流域での事業計画はどのようなものかお尋ねしたいのであります。

地球温暖化防止のために、化石燃料から自然エネルギーへの転換が望まれております。この一環として、昨年1月、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法が改正され、木質など農林業由来のバイオマスが新エネルギーに追加されるとともに、本年4月には、電気事業者による新エネルギーの積極的な導入を義務づける電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法いわゆるRPS法が施行されたところであります。

こうした状況の中、四国電力では西条火力発電所において、石炭に未利用木材や樹

皮などの木質バイオマスを混合して燃料とする実証試験を本年度に行い、この試験結果を受け、今後必要な措置を講じて、平成17年度から本格的な木質バイオマス利用を目指すということが新聞やテレビなどで報じられ、さきの実験燃焼でも目的達成の可能性が実証され、県内の森林関係者も見学して期待感を強めていると聞きますが、私もこの成功を願う一人であります。

そこでお伺いいたします。

地球環境に貢献する森林整備や木材利用の推進が重要視されている今日、県として、いまだに利用されることの少ない間伐材等の活用をどのように取り組んでいかれるのか。また、輸送費も出ないと言われ、経済性や採算性に乏しいこれら間伐材等の活用にあたっては支援も必要かと思いますが、その考えはないのかをお尋ねしたいのであります。

隣の高知県では、かけがえのない森林を県民参加で守るため、県民税の均等割において500円の超過課税を行う森林環境税を本年度から導入したところであります。

今回の補正予算において、本県も導入に向けて検討委員会の設置を目指すこととされ、さらに知事は、四国州をも視野に入れた見地から積極的に四国で同一歩調をとって、税収面というよりも森の再生に向かって県民の意識改革の効果を期待するとの意見表明もされており、県民の理解を得て導入を期待するものですが、その所信と検討状況について知事にお聞かせ願います。

次に、雇用対策についてお伺いします。

総務省が発表している労働力調査によりますと、最近の完全失業率は5%半ばとほぼ横ばいですが、その中身を見ると世帯主の失業者が減少傾向にある中で、15歳から24歳の若者の完全失業率は約11%と実に2倍になっております。

一方、定職につかないフリーターもふえ続け、平成2年の183万人から平成13年には417万人に達しており、大きな可能性を秘めた多くの若者が、浮き草のような生活を強いられているのであります。

先般、発表された国民生活白書では、このような若者の雇用環境の悪化が、消費や結婚、出産などに重大な影響を及ぼすことはもちろん、長期的には我が国の経済成長の足を引っ張り国際競争力を弱めるなど、大きな禍根を残しかねないと警告しております。このまま若年失業者がふえ続ければ、将来の社会保障を担う人が減少し年金制度などに重大な支障を来すなど、社会のさまざまな分野に悪影響を及ぼし、この国の存立基盤さえ揺るがせかねない重大な問題だと思っております。今こそ若者の雇用対策に本格的に取り組むべきと考えます。

また、この国を担う人材として、教育面においても、インターンシップなども有益であると聞いておりますが、職業意欲や能力を高める教育の検討を学校、家庭、社会を通じて総ぐるみで取り組まなければならないと痛感いたします。

そこでお伺いいたします。

県では、新規学卒者を初めとする若者の雇用の現状をどのように認識され、その対策にどう取り組んでいかれるのかをお伺いしたいのであります。

こうした雇用環境の厳しさが続く一方で、農業を初めとする第一次産業をめぐる環境は従事者の減少、高齢化など厳しさを増しております。今年5月に国が発表した食

料・農業・農村白書によりますと、農村地域では、離農や経営規模の縮小等に伴い、平成12年の耕作放棄地が5年前に比べ4割程度の増加率を示しており、特に不在地主等の土地持ち非農家の耕作放棄地面積が近年ふえてきております。

しかしながら一方では、長引く景気低迷の影響もあり、農業を職業の一つとして選択する機運や自然志向の高まり等を背景に、新たに農業に就業する者が増加する傾向となっております。平成13年の全国の就農相談者は1万2,500人を数え、その9割を農業体験が「全くない」か「体験程度」である者が占めるなど、非農家出身者の農業や就農に対する関心が確実に高まっており、就農動機の多様化とともに農業法人への就職希望もふえるなど、就農経路と形態に変化が見られます。また意欲的な農業者の中には、経営管理能力や取引信用力の向上、雇用労働力の確保、加工・販売等に取り組みやすくなるなどのメリットから農業経営を法人化するケースがふえ、平成14年度には全国で1万4,760の農業法人が活動しております。しかも今年4月に全国新規就農相談センターが行った調査によりますと、農業法人の社員は、この5年間で3倍にふえるとともに、その6割以上が新たな採用を希望しております。

本県に目を向けますと、平成15年3月現在で231の農業法人がありますが、中でも最近の新しい動きとして、宇和町で麦・大豆の生産、豆腐の加工などに取り組む有限会社新城生産組合や、西条市で高齢化や兼業化に対応して地域の農作業を積極的に引き受ける農事組合法人飯盛会生産組合など、集落の合意形成による農業法人が設立されております。また、社団法人広見町農業公社が、農作業受託やイチゴの交流農園に加え特産のキジの養殖販売を開始するなど、新たな経営に向けた取り組みが県内各地で生まれており、地域農業の元気印として今後の展開に期待を寄せているところです。

私は、このように都市部の雇用環境が厳しい今こそ、新たな人材を農村に呼び寄せ、農業を媒介とするベンチャービジネスなどに取り組む農業法人や地域農業を維持・発展させる農業公社などを育成し、発展させるチャンスになるのではないかと考えるのであります。また、このことが愛媛農業の担い手となる幅広い新規就農を促進し、農業・農村の活性化にもつながると思うのであります。

そこでお伺いいたします。

県は、雇用環境が厳しい中、耕作放棄地の解消や食料の自給率向上にもつながる新規就農の受け皿として農業法人や農業公社の育成に積極的に取り組むべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、新規産業の創出・育成のための取り組みについてお伺いいたします。

長期化する不況を克服し、我が国の経済の再生のためには、大手、中小を問わず、汎用品分野から高付加価値製品分野へとシフトするとともに、地域資源や高い技術力を活用した新規産業を創出し育成していくことが重要であると思うのであります。

本県では、全国屈指の各種の支援制度を設け産業振興に力を入れていただいておりますことは、御案内のとおりです。中でも本県の工業系試験研究機関は、従来から地域に根差した独自の研究開発に取り組み、研究成果の企業への技術移転を積極的に推進しておられます。例えば、工業技術センターが開発した環境浄化微生物えひめアイ1号は、食品工場等の排水汚泥の削減や水質浄化、消臭、堆肥製造などにも効果があ

るとして県内企業数十社に製法を公開し、これら企業が製造や販売に向けて取り組んでいると聞いております。同じく清酒醸造用酵母EK1は、県内酒造メーカーに広く普及しており、これを使った清酒のほとんどが味や香りなどを競う全国新酒鑑評会において上位入賞するなど酵母の品質のよさが高く評価されています。

このように製品づくりの高付加価値化に直結するすぐれた研究成果が輩出される中、私は、これらの研究成果が早急に企業に浸透し、新たな産業創出の種となることを期待すると同時に、県の工業系試験研究機関が、今回の補正予算でも新鋭の機械導入も組まれています。その機能をさらに充実発展し、微生物や酵母に次ぐ本県経済活性化のかぎとなる第2、第3の種を開発していただきたいと願うものであります。

また、県の農業関係の試験研究機関においても、各種の成果を上げられています。しかし、例えば、養鶏試験場でダチョウのふ化と生育率の向上に成功しておりますが、ダチョウは、食用のみならず多用途に製品となるのに、皮をなめす技術がないために生かし切れていないのが現状です。これに工業技術が付加すれば、革製品の産業に発展しないかと私は想像し期待をするものです。つまり県の各試験場でも、それぞれ1次的にいい素材で終わらせず、互いに連携を深め付加価値や多用途性を高め、民間の技術とも連動し起業の道につなげてほしいと思うものであります。

そこでお伺いいたします。

新規産業の創出、育成のためには、工業系試験研究機関の果たす役割が重要と考えますが、農林水産関係試験研究機関との連携を含め、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせを願いたいのであります。

次に、骨材利用と川砂利等の有効活用についてお伺いいたします。

本県では、昨年7月に告示された瀬戸内海の環境保全に関する愛媛県計画により平成18年度以降、海砂利採取を禁止することとなったことは、周知のことです。

しかしながらこれらの海砂は、道路や港湾施設などの社会資本整備から個人の住宅建設に至るまで、埋め戻し材やコンクリート用細骨材での使用など建設用資材として必要不可欠なものであり、海砂利採取の禁止による社会的混乱が懸念されるところであります。また、昨年12月に報告された愛媛県骨材対策委員会の報告書においても、今後、毎年約290万立方メートルの需要が見込まれており、供給量の73%に及ぶ海砂利の代替材として、岩を砕いた砕砂・まさ土による加工砂、銅や鉄の製錬の過程で発生するスラグ類や輸入砂などが調査検討されたところでもあります。

そこでお伺いいたします。

今後、この海砂にかわる代替材として、今後の供給の見通しや県の取り組みについてお聞かせ願いたいのであります。

本県は、地形が急峻で地質も脆弱なため、梅雨前線や台風などの出水により大量の土砂が河床に堆積し、河床が上がり、結果、通水断面が減少し越水による浸水被害の危険にさらされている箇所が見受けられ、憂慮すべきことと考えております。この危険を解消するに当たっては、改修の完了している河川、未改修の河川にかかわらず、河床の土砂を掘削し流下断面を広げることが重要であります。

また、古来より人類は、河川から利水はもとより魚などの恵みを得てきました。河川はさまざまな生物の共生の場所でもあります。その意味で県においても全県下で近

年親水ゾーンを設けて川の復活などに取り組まれてはおりますが、一層の促進が望まれるところです。

一方県では、河川里親制度も設け、みんなで河川の清掃を通じて河川愛護にも取り組まれています。私も、先日この里親グループと草刈を実施しながら意見の交換をしたのですが、やはり現状の河川管理状態ではボランティアの手に余ることと、川に魚が常時すみ、いつも水鳥の憩う川であってほしい。以前は川にはそこそこに淵があって、いつも水辺で遊べたものなどの御意見をいただきました。そのためには適正に土砂を取り除くことが必要でしょう。河川から掘削した土砂につきましては、現在のところ一部分が埋め立て等に利用されていると聞きますが、海砂の代替材として活用できるはずで、私たちの子供のころは、馬車引きがいて川の土砂を運んで骨材として活用していました。治水や自然環境に配慮しながら、建設材料の代替材としての活用を希望する業者があれば、県が認可し採取させることにより、予算の削減と資源の有効利用という一石二鳥の手法も考えられるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

河床掘削の一層の促進と掘削に伴い発生する川砂利等の有効活用、また、生物のすみかとしての河川の復活についての取り組みをお聞かせ願いたいのであります。

次に、市町村のごみ焼却施設の解体問題についてお伺いいたします。

我が国におけるダイオキシン類の主な発生原因がごみの焼却によることから、この国においては、ダイオキシン類の排出削減のために、ごみ焼却施設に対する法規制を段階的に強化してまいりました。この規制強化に対応して、全国の市町村において、ごみ処理広域化や施設の更新に取り組んできた結果、平成13年度の一般廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の総排出量は、平成9年度に比べ84%削減されたとの環境省の発表がありました。

このようにダイオキシン類の排出削減が図られていることはまことに喜ばしいことではあります。一方では、廃止された焼却施設の解体が進まないという問題がクローズアップされてまいりました。これは平成12年7月に、大阪府能勢町の焼却施設解体工事において従事作業員の血液から高濃度のダイオキシン類が検出されたことを契機に、厚生労働省が解体作業の安全強化を義務づけたことから解体費用が以前の数倍に高騰し、市町村が解体に踏み切れず放置されているというものであります。

去る5月18日の新聞によりますと、ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の排出規制がなされました平成10年12月以降、県内で廃止された市町村の焼却施設は19施設に上るが、これまでに解体されたのは2施設であり、解体計画が立っているのもわずかであって、大半が解体計画が立たない状況であると報道されておりました。南予の幾つかの町村では、市町村合併を控え、負の遺産を新町に引き継ぐわけにはいかないと、苦労して解体費を捻出しようとするところもあると聞き及んでおります。

また、解体されていない県内施設の中で、最大規模の施設を抱える新居浜市では、解体費用は少なく見積もっても10億円を下らないと言われております。新しい施設の建設に100億円を超える巨費を投じた上に、旧施設の解体費にさらに10億円が必要というのは、市町村財政が厳しい中、余りに酷な話ではないかと思うのであります。

私は、市町村ばかりに負担をかけるのではなく、拡大生産者責任の観点にも立てば、焼却炉メーカーにも責任の一端があろうかと思えます。メーカーが大手ゼネコン等と協力して、安全でかつ安価な解体技術を早期に開発することを促す一方、合併後に禍根を残さないためにも、県として、放置できない問題として解決の方策の検討を支援し、市町村の財政負担を軽減して早期の解決を願うものであります。

そこでお伺いいたします。

廃止された市町村のごみ焼却施設の解体を促進するため、県としてどのように対応していく考えなのかお聞かせ願いたいのであります。

次に、本県の治安対策についてお伺いいたします。

現在、本県においては、愛媛の元気創造に向けた第二次県政改革プランに基づくさまざまな対策が進められており、警察では、安心・安全で快適な生活の確保に向けたパトロールや防犯体制の強化対策などを講じていただいているところであります。

このような中、本県における最近の治安情勢を見ると、平成9年度に2万件を突破した犯罪の認知件数が増加を続けており、昨年は2万5,179件、1日当たり約70件もの犯罪被害が警察に通報されている状況にあります。中でも大都市部の犯罪件数は全体の8割以上を占めており、繁華街や歓楽街を抱えている都市部における犯罪防止対策が特に必要でなかろうかと思うのであります。これから夏場に向かい、暴走族や少年のたむろが心配です。

今、県民が警察に対して特に強く期待しているのは、徹底したパトロールによる犯罪の早期検挙と増加を続けている犯罪の予防・鎮圧であります。とりわけ都市部の要所に設置され、そこを拠点に活動している交番の警察官への……

<PAGE="95">

○（中畑保一議長） 質問時間を過ぎました。結論を急いでください。

○（明比昭治議員）（続き）期待は特に大きいものがあります。

しかしここで問題になってくるのは、パトロールを強化すると、その反面、交番に警察官がいない時間も増加するわけであり、いわゆる空き交番の増加が県民の不便を強いることになるわけであります。

そこでお伺いします。

今回上程された警察署と交番をテレビ電話で結びパトロールの強化と空き交番対策の両面をともに強化する街頭犯罪取締強化交番通報システムを導入されると聞いておりますが、どのような計画でどのような効果が期待できるのかお聞かせください。また、本県において不足している警察官の増員について、全国的警察官増員計画の枠の中でどのように取り組まれているのかお聞かせください。

最後に、最近マスコミで言われておりますやみ金融の問題について、民事とはいえ警察も看過できない姿勢が必要かと思っておりますけれども、そのことについての取り組みをお聞かせください。安心、安全の愛媛を築くために。

以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○（加戸守行知事） 明比昭治議員の質問に答弁させていただきます。

まず、森林蘇生への取り組みにつきまして、水源の森林づくり推進モデル事業の実施状況と今回拡充する蒼社川流域での事業計画はどうかとお尋ねでございました。

県といたしましては、県民共有の大切な環境資源であります森林を健全な姿で次の世代へしっかりと引き継いでまいりますために、水源林の整備、公的資金を導入した県民参加の放置林対策の推進、地域のシンボリックな公共施設の徹底した木造化、木質化、そして、間伐材の新しい用途の開発など愛媛の森林蘇生に向けた施策を積極的に推進しているところでございます。

お尋ねの水源の森林づくり推進モデル事業につきましては、村上議員にお答えをいたしましたとおり、これまでの進捗状況は、肱川流域が2カ年間で36%、重信川流域が1年でございますが17%で、おおむね計画どおり実施してまいっているところでございます。

過去、再三濁水に見舞われております蒼社川流域につきましては、今年から5カ年間で1,600ヘクタールの森林を対象といたしまして総事業費約11億円を見込んでおるわけでございまして、このほかに放置林対策としての3億円も予定させていただいております。今回の蒼社川流域に対します水源の森林づくり推進モデル事業としましては、広葉樹等の下層植生の導入を目的といたしました強度な間伐を行いますとともに、小規模溪流におきます荒廃森林の整備を行い、流域全体で保水機能の高い森林造成に努めてまいるところでございます。

森林蘇生に関しまして、森林環境税導入に向けての知事の所信と検討状況はどうかとお尋ねでございます。

森林は、水源の涵養、洪水や濁水の緩和、地球温暖化の原因となります二酸化炭素の吸収などさまざまな公益的機能を有しておりますが、森林・林業を取り巻く状況は厳しく、間伐などの手入れがおくれた森林や放置される森林が増大しておりまして、森林の公益的機能の低下が大変懸念されているところでもございます。

森林環境の保全是、四国全体で取り組むべき問題として先月の四国知事会でも議論いたしましたところでございますが、県民に森林の現状について関心を深めていただきますとともに、健全な森林づくりを進めますため、高知県に続いて本県でも県民の合意を得て森林環境税を導入し、森林の整備や保全に対する県民参加の取り組みを一層充実させたいと考えております。

そこで、今後は、事務レベルの検討から一歩進めまして、森林づくり推進方策を検討する委員会と税制面の問題を検討する委員会をそれぞれ設置いたしまして、学識経験者等の外部委員に検討していただきますとともに、県民や県議会の意見を十分に聞きながら導入に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

私も四国知事会議では、高知県が突破口を開いていただければ愛媛県は第2号で続きますと申し上げてまいっておりますので、他県の状況の中で3番手、4番手に落ちないように頑張りたいと思っております。

次に、雇用対策に関しまして、新規学卒者を初めとする若者の雇用の現状と対策はどうかとお尋ねでございました。

本年3月の卒業者の就職決定率は、全体では90%と、過去最悪であった前年より

1. 2ポイント上回りましたものの高校、大学では過去最低となっております。また、昨年9月の就業構造基本調査によりますと、本県の15歳から24歳の若年者の完全失業率は16.3%と、全国の9.5%を大きく上回っているところがございます。さらに、就職はしたもののその後3年以内に離職する者が、高校卒業では約半数、大学卒業では3割強となっておりますなど、本県の若者の雇用の現状は大変厳しく、憂慮すべき状況にあると認識いたしております。

このため、6月に県内1万事業所に対しまして、若年者の雇用の維持、確保を知事名の文書で要請いたしましたほか、大卒者等合同就職面接会の開催、就職支援アドバイザーや進路相談員の高校への配置、職業観や勤労観を育成するインターンシップの推進、キャリアカウンセラーによるきめ細かな就職相談を行いますなど対策に取り組んでいるところでございます。

さらに今回の6月補正予算におきましては、企業の人材養成に係る負担を軽くし若者の採用増につなげますため、職種別の基礎研修等を行うセミナーの開催事業費を計上したところでありまして、今後とも、これら事業の実施を通じて若者の就職促進や早期離職防止に努めますなど、えひめの未来を担う若者の雇用に支援してまいりたいと考えております。

その他の問題につきましては、関係理事者の方から答弁させることといたします。

○（吉野内直光副知事） 明比議員にお答えします。

東予広域都市計画区域の線引き廃止後の農地の利活用についてどう考えるのかとのお尋ねでございます。

計画的な地域開発を進めますためには、市町村みずからが周辺の土地利用の状況や今後の開発計画などを勘案し、地域の実情に即した土地利用計画を策定していくことが望ましい姿ではございます。

お話の**農用地区域内にある農地いわゆる青地農地**につきましては、**市町村の農業振興地域整備計画の中で定められているところ**でございますが、この整備計画は、**集落の中に青地農地が点在することになった場合や、あるいは道路網の整備などにより土地利用形態が大きく変化した場合など諸情勢の変動に対応しまして、おおむね5年ごとに見直すことになっております。**

県としましては、**線引き廃止後も引き続き優良農地の保全を基本に置きながら、地域の実態を反映した土地の利活用が図られる計画となりますよう市町村を指導してまいりたい、このように考えております。**

以上でございます。

○（石川勝行県民環境部長） 明比議員にお答えいたします。

廃止された市町村のごみ焼却施設の解体を促進するため、県としてどのように対応していくのかとのお尋ねでございました。

お話のとおり、廃止された市町村のごみ焼却施設の解体が進まない最大の要因といたしましては、平成13年4月に厚生労働省が解体作業員のダイオキシン類の曝露防止対策を図るため策定いたしました廃棄物焼却施設解体マニュアルに対応する必要

がありますことから、解体費が著しく高騰していることが挙げられます。

こうしたことから、市町村の国に対する財政支援の要望が強いため、県におきましては、国に対しまして、四国知事会や四国4県議会正副議長会議等を通じ、解体工事に係る国庫補助制度の創設を要望しているところでありますが、国は、解体費そのものは認めず、解体に係るダイオキシン類測定費補助のみを対象としているところがございます。しかしながら、解体には多額の経費を要し、市町村財政を圧迫することから、県といたしましては、引き続き国に対しまして新たな国庫補助制度の創設を粘り強く要望していきたいと考えております。

なお、解体に係りますダイオキシン類測定費補助金を要望する市町村につきましては、これの国庫補助金の満額確保に努めてまいりたいと考えております。

また、焼却炉メーカーや大手ゼネコンを中心に解体技術の開発が進められておりますことから、これらの情報収集に努め、その動向も踏まえながら、市町村に適切な指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（高浜壮一郎経済労働部長） 明比議員にお答えします。

新規産業の創出・育成のため、工業系試験研究機関は農林水産関係試験研究機関との連携を含めどう取り組むのかのお尋ねでした。

経済のグローバル化が進む中で、本県経済の活力を維持していくためには、試験研究機関が中心となって、既存産業の高付加価値化、高度化に努めますとともに、地域の恵まれた資源や技術を生かした新産業の創出、育成に取り組むことが重要であります。

このため工業技術センター等では、企業訪問を通じて、各業界のニーズを踏まえた研究開発や製品開発に直結をするきめ細かな技術相談に応じますとともに、県内外の各種試験研究機関や大学、企業等との共同研究を通じまして、付加価値の高い新技術、新製品の開発を行っております。

また、地域資源を生かした産業の創出を図りますためには、農林水産関係試験研究機関との連携が重要でありますので、これら機関との研究交流に努めておりまして、現在も農業試験場と工業技術センターが連携をいたしまして、繊維質が多く加工困難とされる裸麦を極めて細かく粉碎する技術の開発でありますとか、青汁の原料で栄養豊富なケールの加工利用の研究など、産業づくりの種となり得る新たな食品素材の開発に取り組んでいるところでございます。

さらに今年度からは、紙産業研究センターが中予水産試験場、愛媛大学、県内企業と連携して、大量の製紙スラッジを魚礁や藻場などに使われるブロックとして再利用をする研究を開始をするなど、県の試験研究機関を中心に、産学官が一体となりまして新しい産業の創出、育成に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○（喜安晃農林水産部長） 明比議員にお答えをいたします。

森林蘇生への取り組みについてのうち、間伐材等の活用はどう取り組んでいくのか。また、経済性や採算性に乏しい間伐材等の活用には支援も必要と思うがどうかとの御

質問でございました。

本県では、年間約9,000ヘクタールの間伐を進めているところですが、このうち利用されているのは、材積の約54%、15万7,000立方メートルでございます。残りは林内に放置されている状況にあります。

このため県では、平成13年度に公共施設等木材利用推進方針を定め、間伐材の公共事業等への利用促進に努めるとともに、各部局の補助事業等を通じて市町村事業での利用を推進するほか、製紙用原料への新たな利用に対し支援をしているところでございます。

お話のように21世紀は、地球温暖化防止等のため化石燃料から自然エネルギーへの転換が求められており、今回の四国電力の取り組みは、木材等の新たな利用拡大につながるものと大いに期待をしております。県といたしましては、今後、需要が期待される木質バイオマスのエネルギー利用へさらに支援制度を拡充するよう国に対し働きかけを行うほか、未利用間伐材等を安定的に供給するための集材、運搬、加工機材やバイオマス発電、熱供給の施設整備などに対し積極的に支援していきたいと考えております。

次に、雇用対策のうち、新規就農の受け皿として農業法人や農業公社の育成に積極的に取り組むべきと考えるがどうかのお尋ねでございますが、農業分野においては、近年、生産だけではなく加工や流通、販売までを総合的に行う農業法人、農業公社が活躍をしております。地域農業の主要な担い手としてのみならず、新規就農の受け皿として期待されております。

このため県では、農業法人設立相談会の開催や集落営農の推進等による法人化の促進、新規採用する農業法人への雇用創出奨励金の交付、農業公社等の施設、機械整備等への助成などを実施するとともに、今年度から、さらに、失業者に農業へ新規参入する機会を提供するえひめ農業チャレンジャー支援事業の実施、愛媛労働局との連携によりハローワークへの就農支援コーナーの設置や農業法人での研修などを実施する農林業をやってみようプログラムなどの諸施策にも取り組んでいるところであります。

今後とも市町村、農業団体等と連携をとりながら、これらの施策を積極的に進め、新規就農の受け皿として農業法人や農業公社の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（大内忠臣土木部長） 明比議員にお答えいたします。

骨材対策と川砂利等の有効活用について2点のお尋ねがございました。

まず、海砂にかわる代替材の今後の供給の見通しと県の取り組みはどうかでございますが、海砂にかわる代替材といたしましては、議員の御指摘のとおり、砕砂、スラグ類、まさ土を利用した加工砂などによる供給を見込んでおりまして、これらの材料で県内の需要量に対応できる見通しであります。

これらの代替材の活用につきましては、特に品質上問題となる骨材への利用につきまして、県発注工事のコンクリート構造物やアスファルト舗装におきまして実証試験

を実施して、その実用性を検討しているところであります。具体的にどの代替材へ転換されるかは需要者の判断となりますが、既に県内の生コンクリート工場78社のうち6社が砕砂等に全面転換しております。

今後も、引き続き県工事におきまして実証試験を実施し、その結果の公表や関係団体等に対しまして技術情報の提供を行うことにより、海砂にかわる代替材の安定供給やスムーズな転換を促進してまいりたいと考えております。

次に、河床掘削の一層の促進と掘削に伴う川砂利等の有効活用、生物のすみかとしての河川の復活についての取り組みはどうかとお尋ねであります。御指摘のとおり、河川の堆積土砂は、河道の流下能力を減少させ治水上の支障となりますので、河床掘削につきましては、これまでも優先順位をつけて、県単独の河川局部改良事業によりまして実施してきているところであります。今後とも計画的に進めていく予定でございます。

この河床掘削により発生する土砂は、現在でも公共工事の盛土材などや、一部は玉石として多自然型川づくりの材料としても有効に利用しております。

コンクリートなどの骨材の利用につきましては、採算ベースに合う量の確保が困難なことや有機物の混入、石の大きさ、砂粒の大きさといった粒径のふぞろいといった品質上の問題がありまして実現していないのが現状でございます。

御提案のありました砂利採取法の認可を与えて採取させることにつきましては、現在のところ具体的な要請はありませんが、その可能性につきましては、今後、他県の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

なお、生物のすみかとしての河川の復活につきましても、平成元年度からふるさとの川モデル事業、平成3年度からはふれあいの水辺づくり事業などにおいて取り組んでまいりましたが、平成9年の河川法改正を受けまして、それ以降の河川工事の実施に当たりましては、より生物の生息、生育環境に配慮した多自然型川づくりを進めているところでございます。

以上でございます。

○（小谷渉警察本部長） 明比議員にお答えをいたします。

治安対策についてのうち、まず、該当犯罪取締強化交番通報システムの計画と効果はどうかということでございます。

このシステムは、県内随一の繁華街を抱え、多発する犯罪の検挙、予防活動をさらに強化する必要がある一番町交番、大街道交番、市駅前交番の3交番と松山東警察署の間を常時テレビ会議システムで結び、警察官や交番相談員が不在になった夜間や休日でも、来訪された県民の方々が、テレビ画面に映し出される本署勤務員の顔を見ながら安心して犯罪被害の通報や相談などを行うことができるというシステムであります。

県民の方々は、交番勤務員に対し、いつもパトロールしてほしいという御要望と、いつも交番にいてほしいという御要望を持っておられますが、このシステムを導入いたしますと、その両方のニーズにこたえることができると考えております。例えば、警察官がパトロールに出て不在になりましても、交番を訪れる方が本署のテレビ

画面に映し出され、本署の警察官から先に要件を尋ねることができますので、来訪者は何の機械操作もすることなく警察官に質問や相談ができるほか、警察官の方も来訪者に地図や資料を見せながら正確な情報をお伝えすることができます。

また、街頭犯罪対策につきましても、交番勤務員が24時間本署の支援を受けながらパトロール活動を実施できますので、3交番の警察官全員が一斉に街頭に出てパトロールや犯罪の取り締まりに従事することも可能であり、マンパワーを発揮した街頭犯罪対策をさらに進めることが可能であります。

したがって、このシステムが導入されれば、パトロールの強化と空き交番対策の両面を強化することができると考えておりまして、このシステムの導入につきまして御理解をお願いする次第でございます。

次に、警察官の増員について、全国の増員計画の枠の中でどのように取り組んでいるのかということでございます。

県内の治安の現状を見てみますと、県民生活に身近な乗物盗、車上ねらい等の街頭犯罪や高齢者の交通死亡事故が増加しておりますほか、暴力団員や外国人犯罪者による組織犯罪なども多発する傾向にあります。

このような厳しい情勢の中、警察官が不足しており、特に都市部を中心とした警察力の増強が喫緊の課題となっております。そのため本県の重要施策といたしまして、これまで国に対して増員要望を続けてまいりました。これに対し国は、平成14年度から平成16年度までの3カ年で地方警察官1万人を増員する計画を立て、本県警察につきましては、平成14年度に50人、平成15年度には40人の増員が認められました。

しかし、本県警察の業務負担は、全国と比べてまだまだ高く、警察官1人当たりの負担人口を全国平均並みにいたしますためには、さらに約560人の増員が必要でございます。このため本年も、本県の重要施策といたしまして、さらなる増員について国に要望することといたしております。

最後に、やみ金融事件に対する取り組みはどうかということでございます。

最近のやみ金融事件は、携帯電話を使用して高金利の貸し付けを行う090金融事件、勝手に多重債務者等の口座に現金を振り込み高金利の支払いを要求する押し貸し事件などが多発しております。また、その取り立て行為も勤務先や親族等に対して電話で恫喝したり、お悔やみ電報を送りつけ執拗に返済を迫り、金を振り込ませるなど極めて悪質であり、大きな社会問題となっているところであります。

昨年、全国のやみ金融事件の検挙事件数は238事件、検挙人員は446人で、検挙事件数は平成2年以降最多でございます。また本県では、昨年2事件7人を検挙しましたが、本年は6月末現在で、既に3事件13人を検挙しております。

警察といたしましては、引き続き被害者の立場に立ち、高金利等悪質な事犯に重点を置いて厳正な取り締まりを推進いたしますとともに、関係機関、団体と連携し、被害の未然防止、被害の拡大防止を図ってまいります。

以上でございます。